



新規起業形態について—概要

新たな起業形態である有限責任事業組合契約（日本版LLP）の概要とは？

Q 私はこのたび、新たに事業を起こそうと計画しています。最近、新たな事業形態が法律で認められるようになったと聞きました。どのような仕組みなのでしょう。

A 有限責任事業組合契約に関する法律（日本版LLP）は全九章七六条からなる法律です。これはベンチャー企業や中小企業、大手企業の連携や中小企業間の連携、大手企業間の共同研究開発、産業連携、情報技術等の専門技術を持つ人材による共同事業等を促進し、新産業を生み出すことを目的とした法律です。

1 新制度創設の背景

これまでわが国の法で定める組織制度には「有限責任の物的制度」と「無限責任の人的制度」の二類型しかなく、「有限責任の人的制度」が用意されていませんでした。したがって、ジョイントベンチャーや専

門人材の共同事業を起こそうとする場合、それに適した組織形態といえば、任意事業組合が代表的なものでした。しかし、任意事業組合は、その組合員は無責任を負うため、比較的現実な事業に対してしか活用されていません。

これに対して株式会社や有限会社は有限責任であり、出資者（株主）が出資額以上に事業の負債を負うことはありません。が、株主総会や取締役会により意思決定を行わなければならない（コーポレート・ガバナンス）、さらに法人税が課税されます。

そこで、欧米で成功しているLLPやLLCを導入しようという機運が、わが国でも高まってきました。これは大企業同士の共同出資による実験的事業投資を行う場合、また高度な専門性を持つ人的資産とそこへ提供される資金を有機的に組み合わせる組織体を創設する場合等、利用価値が高いものとして注目されています。

例えば、アメリカでは、この一〇年で八〇万社のLLCが設立されており、IBMやインテル、モトローラ、AMD等の共同研究や投資会社、映画制作会社等が活用しています。また、イギリスでは、この五年間で一万社を超えるLLPが設立され、KPMG等の会計事務所やデザイン事務所

所、ソフト会社等が活用しています。

そこで、わが国でも、平成十七年四月二七日、有限責任事業組合契約に関する法律（日本版LLP制度・Limited Liability Partnership）が国会で可決成立し、公布日より起算して六ヵ月以内に施行されることになりました。

なお、平成十六年十二月八日には法務省法制審議会（会社法部会）で、会社法制の現代化に関する要綱案がまとめられ、平成十七年六月二十九日には商法や有限会社法を再編した新会社法が成立し、会社の内部関係について組合的規律が適用される新たな会社類型として日本版LLC（Limited Liability Company）が創設され、平成十八年四月一日の施行を目指しています。

2 LLPの特徴

LLPの主な特徴は、①出資者が出資額までしか責任を負わない（有限責任制）、②組合員の所得にのみ課税され、組織には課税されない（構成員課税・パススルー）、③利益や権限の配分が出資比率に拘束されず、また取締役会や監査役のような監視機関の設置が強制されない（内部自治）といった点です。

(1) 有限責任制

LLPの出資者は、出資額の範囲までしか責任を負いません。ただし、債権者保護

の見地より、①有限責任事業組合契約の登記、②財務データの開示、③債務超過時の利益分配の禁止等、債権者保護を徹底する規定が置かれています。

(2) 内部自治の徹底

出資者間の損益や権限の配分は、出資者の労務や知的財産、ノウハウの提供等を反映して、出資比率と異なる配分を行うことができます。また、LLPの業務執行者に対する監視のあり方は、出資者間で柔軟に取り決めることができます。

ただし、共同事業性を確保するため、LLPの意思決定は、原則として出資者全員で行い、出資者全員が業務執行へ参加することになります。

(3) 構成員課税

LLP段階では課税されず、出資者に直接課税する仕組みが適用されます。

3 LLP設立・運営の要件

LLPの立ち上げに当たっては、組合契約書を作成し登記をすることが必要です。また、組織の運営に当たっては、一定の開示義務や共同事業要件を満たすことが求められます。

(1) 組合契約書の作成

LLPの組合員は、組織の基本事項を契約書に掲載し、全員で署名または記名・押印します。記載が義務づけられる基本事項は、名称、事業内容、事務所の所在地、構

成員の氏名・名称・住所、出資の目的と価額、契約の効力発生の日・存続期間、事業年度です。

また、構成員の合意により、解散事由等を記載することも可能です。

(2) 組合契約の登記

組合員の出資金の払込、および現物出資の給付後に、LLP契約の登記をします。登記事項は、名称、事業内容、構成員の氏名・名称・住所、事務所の所在地、存続期間等です。

なお、設立までの期間はおよそ一〇日間、登録免許税は六万円です。

(3) 開示義務

「有限責任事業組合」という名称を正式な書面で表示する義務があります。例えば、名刺や看板等に表示します。

また、債権者保護の観点から損益計算書、貸借対照表等を作成し、債権者の求めがあれば開示する必要があります。

(4) 共同事業要件

債権者保護の観点から、LLPの構成員は業務執行を組合員間で分担することは可能であるものの、事業上の意思決定と業務執行への参加が義務づけられます。

4 LLPの注意点

LLPは、企業内起業のためのビークル（器）としても活用されることが期待されています。

しかし、事業が成長するためにはベンチャーキャピタルなどからの資金調達をする必要がありますが、この制度では、①出資者のみの組合員は存在できず、また、②株式会社ではないので株式公開も不可能です。

(図) LLPの特徴

形態	株式会社	民法上の組合	有限責任事業組合 (LLP)
①責任	有限責任	無限責任	有限責任
②構成員課税	法人課税	構成員課税	構成員課税
③内部自治	・損益権限配分は出資額に比例 ・取締役会、監査役設置義務あり (ガバナンス重視)	・損益権限配分は自由 ・監視機関設置義務なし (ガバナンス自由)	・損益権限配分は自由 ・監視機関設置義務なし (ガバナンス自由)